

令和 8 年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、給料表ごとに、令和 8 年 4 月 1 日現在における等級等ごとの職員の数について公表します。

嵐山町一般職員の給与に関する条例に規定する給料表の適用を受ける職員

等級	等級別基準職務表に規程する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	定型的な業務を行う主事の職務	12	8.6	主事	12	主事級
				計	12	
2級	知識又は経験を必要とする主事の職務	18	12.9	主事	18	主事級
				計	18	
3級	主任の職務	24	17.3	主任	24	主任級
				計	24	
4級	主査又は主席主査の職務	41	29.5	主査	10	主査級
				主席主査	31	
				計	41	
5級	副課長の職務	27	19.4	副課長	22	副課長級
				次長	1	
				指導主事	2	
				室長	1	
				事務局長	1	
				計	27	
6級	課長の職務	16	11.5	課長	16	課長級
				局長	1	
				副参事	0	
				計	16	
7級	参事又は技監の職務	1	0.7	課長	1	課長級
				計	1	
合計		139	100			